

平成30年

第4回市議会定例会 議案第10号

函館市消費生活センター条例の一部改正について

函館市消費生活センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市消費生活センター条例の一部を改正する条例

函館市消費生活センター条例（昭和49年函館市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「函館市若松町17番12号」を「函館市若松町16番8号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

消費生活センターの位置を変更するため